

**2010年9月19日 公開セミナー 「リスクマネジメント  
の視点から見た子どもの安全 : 「地域社会と危機  
管理」再考」**

著者	戸出 正夫
雑誌名	子どもの安全とリスク・コミュニケーション
ページ	72-77
発行年	2012-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/6998">http://hdl.handle.net/10112/6998</a>

日本リスクマネジメント学会 第34回全国大会  
統一論題 「現代社会とリスクマネジメント」

リスクマネジメントの視点から見た子どもの安全  
——「地域社会と危機管理」再考——

問題提起

(2010.9.19)

戸出正夫

## 1. はじめに

子どもの健やかな成長は、わが国社会の発展の基礎を成すものである。しかし、近時、子どもを取り巻く環境が悪化し、子どもの安全が脅かされる事件が次々と報道されている。すなわち、保護者の遺棄による幼児の餓死や何の落ち度もない子どもに対する虐待により死亡を含む深刻な被害が生じている。他方、子ども自身、社会生活を円滑に営む上で何らかの困難を有し、その結果、加害者となってしまう問題もある。また、ケータイ・インターネットのコミュニティー・サイトにアプローチして被害を受ける場合に代表されるような、子どもの知識不足・思慮不足による行動が被害を呼び込む場合もあり、いまや子どもを取り巻く環境は深刻な状況にあるのではないかとされている。

このように問題を見てゆくと、子どもの安全を計る施策は単に子どもを犯罪から守り犯罪被害者にしないというだけでは足りないことが分る。あるいは、子どもを犯罪に加担させない、犯罪加害者にしないという側面も重要であり、問題は広がりを持つ。

さらに、広く子どもの安全を脅かす危険を考え、それを回避し、子どもが社会生活を円滑に営むことが出来るようにするための支援や取り組みを考えると、犯罪に至らないが子どもに大きなキズを負わせるようないじめの問題や児童ポルノまでには至らないが本人の人権を踏みにじる写真や中傷の流布も子どもの安全上の問題として広く取り上げられるべきである。問題はあまりにも広く、大きく、そして深い。そのため、幾つかに分類して論じなくてはならないであろう。

本統一論題報告は、ソーシャル・リスクマネジメントの視点から、すなわち、現代社会において、子どもにどのような環境悪化がもたらされ、その結果、どのように子どもの安全が脅かされているか、そのリスクを回避する有効な方策はどうあるべきか、といった視点から、子どもの犯罪被害や犯罪加害の実態やその周辺を踏まえた防犯対策、子どもの安全・安心についての報告である。

## 2. 子ども・若者の保護を目的とした法律

21世紀に入って、わが国においては、日本国憲法および児童の権利に関する条約の理念に則り、子どもを保護し、その育成を支援するために、次のような法律を矢継ぎ早に公布・施行してきた。

### (1) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年5月26日法律第52号)

この法律は18歳に満たない者（児童）に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することに鑑み、児童買春、児童ポルノ（写真、電磁的記録）に係る行為を処罰すること、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的として公布・施行された。

#### 主たる罰則

- \* 児童買春をした者…… 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- \* 買春の周旋をした者…… 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科
- \* 買春の周旋を業とした者…… 7年以下の懲役及び千万円以下の罰金
- \* 児童ポルノ提供者…… 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- \* 児童ポルノ製造、所持、運搬、輸入、輸出……同 上
- \* 児童ポルノを不特定者又は多数の者に提供又は公然陳列…… 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科
- \* 児童買春目的の人身売買…… 1年以上10年以下の懲役（未遂も罰する）

### (2) 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年5月24日法律第82号)

この法律は児童の保護者が保護する児童（18歳未満）に対する虐待の禁止、予防、早期発見に加えて、虐待防止に関する国、地方公共団体の責務を規定し、児童の保護、自立支援のための措置を定めることにより、児童虐待の防止に関する施策を促進することを目的として公布・施行された。

#### 児童虐待の定義

- \* 外傷を生じ又は生じるおそれのある暴行
- \* 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- \* 心身の発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人による前出の暴行、わいせつ行為、次項の行為の放置、その他の保護者としての看護を著しく怠ること。
- \* 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動

#### 国、地方公共団体の責務

国及び地方公共団体に児童虐待の予防及び早期発見等の責務を課すと同時に関係省庁相互間

に止まらず、民間団体との連携の強化に努めなければならず、児童相談所の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士等が児童虐待の早期発見、防止に寄与することができるよう、必要な措置をとることも規定している。また、都道府県知事は児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、職員をして児童の住所に立ち入り調査することができる。なお、本法には罰則はない。

(3) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年6月13日法律第83号)(通称「出会い系サイト規制法」)

この法律はインターネット異性紹介事業を利用して児童(18歳未満)買春を誘引する行為の禁止、児童による利用を防止するための措置等を定め、児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的としている。

主たる罰則

\* 都道府県公安委員会のインターネット異性紹介事業者の違反行為(児童利用の禁止・児童でないことの確認等の違反)に対する是正措置命令違反……6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

\* インターネット異性紹介事業を利用して、①児童を性交等の相手方となるように誘引すること、②人を児童との性交等の相手方となるよう誘引すること、③対償を供与することを示して児童を異性交際(性交等を除く)の相手方となるように誘引すること、④対償を受けることを示して人を児童との異性交際(性交等を除く)の相手方となるように誘引すること  
……100万円以下の罰金

(4) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」(平成20年6月18日法律第79号)

この法律はインターネットに青少年有害情報が多く流通している現状に鑑み、青少年(本法では18歳未満と定義)がインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずると共に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上・利用の普及、その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会を少なくするための措置を講じ、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的としている。

なお、本法の「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって、青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう(2条3項)が、例示として掲げられているのは次の三つである(2条4項各号)。

「一 犯罪若しくは刑罰法例に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する

## 情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」

### 国、関係事業者、保護者の責務

国及び地方公共団体は青少年が安心してインターネットを利用できるようにするための施策を確定、実施する責務を負う。

関係事業者はその事業の特性に応じて、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすると共に、インターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講じるよう努める（責務がある）。

保護者は青少年の発達段階に応じ、インターネットの利用状況を適切に把握すると共に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用、その他の方法により、利用を管理し適切な活用能力の習得の促進に努める（責務がある）。特に、保護者は携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等、さまざまな問題が生じることに留意するものとする（責務がある）。

なお、本法はインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に軸足を置くが、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務も定めている。すなわち、その青少年の保護者の有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出のない限り、青少年に対しては有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない義務を規定している。

(5) 「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年7月8日法律第71号)

この法律は子ども・若者の育成支援について、基本理念に基づいてこれを推進するために設けられたいわば基本法であると考えられる。すなわち、国は基本理念に則り、子ども・若者育成支援策を策定し、実施する責務を規定し（3条）、法制上、財政上の措置を講じなければならないとする（4条）。育成支援策については、まず、その大綱を作成することを法定しているが、それは教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等すべての分野にわたる。その上で、育成支援策に関する国民の理解をもとめ、内閣府に特別な機関として、「子ども・若者育成支援推進本部」（本部員は国家公安委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣などが法定されている）を置くという壮大なものである。

### 3. 少年非行の概要

今年8月12日には、警察庁生活安全局少年課がまとめた「平成21年中における少年の補導及び保護の概況」が発表された。また、それに先立って、8月5日には同課による「少年非行等の概要（平成22年上半期）」が公表された。

平成22年上半期の統計を見ると、刑法犯少年の検挙人員は39,088人となり、前年同期と比較

して減少しており、8年連続の減少となった（ただし、風俗犯及び特別法犯（軽犯罪法、迷惑条例等）が微増）。しかし、前出「平成22年上半期の概要」は、神奈川県での高校生による殺人未遂事件や少年による重大事件が発生し、また、「児童虐待事件、児童ポルノ事件等の被害が増加するなど、少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況にある。」（1頁）と警鐘を鳴らしている。

他方、少年の犯罪被害について見ると、平成22年の上半期の少年が主たる被害者となった刑法犯の認知件数は115,278件（前年同期比9.3%減）、そのうち凶悪犯罪被害は511件（同6.6%減）、粗暴犯被害は6,195件（同2.5%減）、窃盗犯被害は99,905件（同9.6%減）と減少している。

日本経済新聞平成22年6月23日朝刊は、文部科学省がインターネットのコミュニティーサイトの青少年の利用実態について、初めての調査結果をまとめたと報じた。これは財団法人インターネット協会に委託して調査したものであるが、「平成21年度青少年を取り巻く有害環境対策の推進—青少年が利用するコミュニティーサイトに関する実態調査報告書」として公開されている。同紙は、安易に所属の学校や氏名、メールアドレス等の個人情報公開するケースが目立ち、児童買春を誘う投稿もあった。全10万件の投稿を集計調査したが、不適切な内容を含む投稿は6153件。飲酒・喫煙行為を記したものが21%、リストカットなどの自傷行為7%、いじめ体験3%、児童買春の誘い2%だったと報じている。

ところで、平成21年版青少年白書「概要」31頁によると、子どもの生命が奪われるような重大な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に対する相談対応件数も増加を続けている。産経新聞平成22年7月28日によれば、厚生労働省の集計で、平成21年度は受付件数が44,210件であり（速報値）、集計を始めた平成2年度から19年間増え続けている。一方、児童虐待防止法による立ち入り調査は僅か1件に止まったという。現代社会における立ち入り調査（いわゆる「臨検」）の難しさが背後に存在していると認識せざるを得ない。

#### 4. 民間機関や地域の役割

前述の立法措置による児童の被害は減少傾向にあるといえよう。特に、児童買春の摘発や出会い系サイトの規制により、ある種の児童被害については、きわめて効果的であったのではないかと。

他方、児童虐待については問題は深刻である。全国の相談処理件数は、平成20年で42,662件に及ぶといわれており、平成5年度の26倍に達していると報告されている（産経新聞平成22年7月8日）。

今年1月23日、東京都江戸川区のアパートの2階で小学1年生の男児が死亡した事件では、継父と実母による暴行が続き、学校や区も暴行の事実を把握しながらも両親のしつけという言葉に押し切られ、幼い命を救うことができなかった。両親は傷害致死容疑で逮捕されている。

大阪市西区のマンションでの幼児2人の餓死事件はさらに悲惨である。子どもの異常な泣き声が聞えると周囲の住民が児童相談所に通報したが、2人を救うことができなかった。母親は死体遺棄容疑で逮捕されている。

これらの共通することは、国の施設（警察や児童相談所）だけでは救いきれず、どうしても民間機関や地域社会の暖かい協力が必要なのではないか。プライバシーを重視する現代社会のあり方とあいまって、深く考慮するべきであろう。

以上